

第22期第6回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和4年1月17日開催)

胆振海区漁業調整委員会



第22期第6回 胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)1月17日(月)  
10時30分～10時45分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号  
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、阿部委員、小谷地委員、  
澤口委員、富樫委員、田中委員、傅委員、煤孫委員  
(11名)  
※欠席委員 野呂委員、三戸部委員、高田委員 (3名)
- 4 事務局 事務局長 松尾 仁  
主事 西島 英祐
- 5 臨席者  
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕  
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 坂本 貴博
- 6 議題  
協議事項 胆振海区における海区漁場計画案(素案)について  
報告事項 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- 7 議事の顛末

**松尾事務局長**

ただいまから、第22期第6回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。  
開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

**岩田会長**

みなさん、改めまして明けましておめでとうございます。

開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

みなさま方には、年明け早々お忙しい中、出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の当管内は、主要魚種である秋さけが大不漁という、過去に経験したことのない厳しい結果に終わり残念でなりません。

未だ未だ、予断を許さない厳しい状況が続くものと思いますが、みなさま方と一丸となって、あらゆる課題に全力で取り組み、良い年になるよう御祈念申しあげまして、簡単ではございますが、挨拶いたします。

本日は、よろしく申し上げます。

**松尾事務局長**

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

**岩田会長**

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中11名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

傳委員、煤孫委員の両名をお願いいたします。

それでは、協議事項「胆振海区における海区漁場計画案（素案）について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

**松尾事務局長**

右上に協議事項と記載の資料となります。

令和3年12月27日付けで胆振総合振興局長から「胆振海区における海区漁場計画案（素案）について」協議がありました。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長からお願いします。

#### 坂本漁業管理係長

胆振海区における海区漁場計画案（素案）につきまして、説明いたします。

当該協議の趣旨ですが、鵜川漁協のさけ定置については、平成16年1月に単年度免許されて以降、毎年、当初と同様の漁場計画が樹立され、その都度免許を受けており、昨年の免許は年末をもって満了しています。

今年度につきましても鵜川漁協から水産林務部長あて、引き続き漁場計画を設定して欲しいとの要望が出されており、それを受けた水産林務部として、引き続きの漁業権の設定を検討するため、海区漁場計画素案の作成について振興局に依頼があったところです。

振興局として海区漁場計画の作成にあたり、漁業法第63条第1項で規定されている漁業調整上の支障を及ぼすことがないかを、あらかじめ確認する必要があることから、海区委員会のご意見をお伺いするため協議するものです。

次のページをご覧ください。

胆振海区における海区漁場計画案（素案）についてご説明いたします。

これらの項目は、漁業法と漁業法施行規則の規定に基づき公示する内容を記載しております。

1 鵜さけ定第〇号の漁業権に関する事項としまして、アの漁場の位置はむかわ町地先、イの漁場の区域は資料を1枚おめくりいただくと区域図を示しておりますが、むかわ町と厚真町の境界付近の漁業権消滅区域内に設定します。

資料戻りまして、ウの漁業種類はさけ定置漁業、漁業時期は8月1日から12月15日まで、エの存続期間は8月1日から12月31日までと単年となっています。

オの免許の条件として、敷設する身網の数は1個でなければならない。

8月1日から8月31日の間は網を設置してはならない。

12月4日から12月15日までの間は漁獲してはならない。

さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがある時は、知事は当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがある。

これらの事項につきましては、繰り返しとなりますが、これまでの鵜川漁協が受けていた短期免許の内容と全く同じ内容となっております。

2の保全沿岸漁場に関する事項ですが、指定の予定はなく3の免許予定日は8月1日で、4の免許申請期間は未定ですが、昨年の例では4月から5月にかけて1ヶ月間設けられています。

鵜川漁協の短期免許に係る説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

**松尾事務局長**

ただ今、坂本係長から漁場計画案（素案）の説明をいただきましたが、この素案協議後の委員会開催日程等に係るスケジュールについてあくまでも想定ですが、5ページに参考までに添付しておりますのでご覧願ひします。

このままのスケジュールでいきますと、本日の委員会後、意見書を道に提出します。

その後、道においてパブコメを行い、パブコメの結果が公表され、3月に知事から海区漁場計画案について諮問があり、その諮問を受けまして利害関係者から意見を聞く公聴会を3月に開催します。

そして、公聴会の結果を踏まえまして、4月と書いてますが、3月又は4月に海区漁場計画案に対する答申を行うための委員会を開催します。

以下、道による申請手続きなどがあり、6月に適格性に係る道による審査を得て、知事から適格性に係る諮問が海区委員会に来ましたら、答申を行うなどのスケジュールとなっております。

赤く囲まれたところが海区委員会が関係するところとなります。

以上で、説明を終わります。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺ひします。

**委 員**

[ありませんの声]

**岩田会長**

それでは、協議事項「胆振海区における海区漁場計画案（素案）について」は、「特段支障はない」旨、胆振総合振興局長へ報告することによろしいですか。

**委 員**

[異議なしの声]

**岩田会長**

それでは、そのように決定します。

次に、「報告事項」に移らせていただきます。

事務局から説明願います。

**松尾事務局長**

右上に報告事項と記載の資料をご覧ください。

令和3年12月7日付けで北海道知事から「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」という報告がありましたが、この内容説明につきましては、坂本漁業管理係長から願います。

**坂本漁業管理係長**

それでは、報告事項「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告」について説明いたします。

今回の北海道知事からの報告の根拠ですが、一昨年12月1日に施行されました漁業法第90条では「漁業権者は、有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を都道府県知事に報告しなければならない。」とされ、都道府県知事は「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」とされていることから、今回報告を行うものです。

なお、漁業権者の報告は年に1回以上知事に行うこととされておりまして、道では規則により共同漁業権と団体漁業権たる区画漁業権については通常総会終了後に提出を求めており、知事から関係海区漁業調整員会にその内容が報告されます。

今回の当海区委員会への報告の内容ですが、1つめの対象漁業件数ですが、管内に設定されている全ての漁業権として、共同が29件、区画が11件となっており、2の提出件数は各組合から全ての漁業権について提出されています。

3の報告にかかる事項に関する意見ですが、令和2年12月1日の法改正により当該報告が義務化されていますが、それ以前の期間も含めて1年間分の報告がなされていることについて、触れられています。

以上で今回の知事からの報告について説明を終わります。

岩田会長

説明が終わりました。

ご質問などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

皆さんの方から何かございませんか。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

これで本日の委員会は終了いたします。

年始め早々の審議、誠にありがとうございます。